



八 最低額面金  
九 振替単位

十 発行日  
十一 発行価格  
十二 利率  
十三 経過利率  
の払込み

十四 初期利子

五 円  
万 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

平成十六年五月三十一日  
額面金額百円につき九十九円六

十銭以上のそれぞれに応募価格は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{72}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について記載又は記録されるもの

り算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時に

者又は外国法人である場合に、前記(一)の算式による算出額は、前記(一)の算式による算出額は、

た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した金額を

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二期  
期参所金金期 利子以  
日加支額限

平成十六年五月三十一日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成三十二年三月二十日  
利子を支払う。  
て、その日以前六月間に属する  
を、支払期とし、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成三十二年三月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成十六年五月三十一日

が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$